



次世代自動車購入等費用補助金

受付場所

みよし市役所 3階 生活環境課窓口

※実績報告書を郵送で提出することは不可

※書類に不備がある場合は、書類を受付けずお返しします



みよし市



電話：0561-32-8018

FAX：0561-76-5702

メール：kankyo@city.aichi-miyoshi.lg.jp

補助金の対象者

補助金の対象になる方は、以下のすべての項目に該当する方です。

- ・自ら使用する又は事業の用に供する目的で新規登録により次世代自動車を購入又は3年以上のリース（サブスクリプションを含む。以下同じ。）契約した個人又は事業者
 - ・みよし市の住民基本台帳に記録されていること。（個人の場合）
 - ・市内に事業所又は事務所を有し、市内を次世代自動車の使用の本拠としていること。（事業者の場合）
 - ・市税など滞納していないこと。
 - ・暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。ただし、自動車検査証、自動車検査証記録事項又は標識交付証明書に記載された所有者と使用者が異なる場合は、使用者の住所がみよし市内であること。
- ※上記に1つでも該当しない場合、補助の対象となりませんのであらかじめよくご確認ください。

補助対象

◇燃料電池自動車

四輪以上の検査済自動車であり、その自動車検査証に「燃料電池自動車」と記載されているもの。

◇プラグインハイブリッド自動車

四輪以上の検査済自動車であり、その自動車検査証に「プラグインハイブリッド車」と記載されているもの。

◇電気自動車

上記を除く四輪以上の検査済み自動車であり、その自動車検査証の燃料の種類が「電気」と記載されているもの。

◇超小型電気自動車

道路交通法施行規則別表2に掲げるミニカーのうち、定格出力が0.25キロワットを超え、0.6キロワット以下で電動機を有する四輪以上のものであり、みよし市税条例第82条第3項に規定する証明書にミニカーと記載されているもの。

補助金額

値引き後の車両本体価格(税込)の5%

- ・燃料電池自動車 上限35万円
- ・プラグインハイブリッド自動車及び電気自動車 上限15万円
- ・超小型電気自動車 上限5万円

※1, 000円未満の端数は切り捨て。

※リース（超小型電気自動車のリースを除く。）にあつては、契約年数が4年に満たない場合は、契約年数を4年で除して得た値に当該補助金の額を乗じて得た金額とし、契約年数に年未満の期間が発生する場合は、その期間を切り捨てるものとする。

手続方法

1 補助金交付申請書兼実績報告書の提出

次世代自動車の新規登録後180日以内に、補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に添付書類（必要書類参照）を揃えてみよし市役所3階にある生活環境課窓口へ提出してください。※郵送不可

2 補助金請求書の提出

市が補助金交付申請書兼実績報告書の内容を審査し、適正であると認められると生活環境課から補助金交付決定通知書（様式第2号）と補助金交付請求書（様式第4号）が送付されます。この通知を受け取りましたら、速やかに補助金交付請求書を提出してください。補助金交付請求書を提出していただかないと、補助金を振り込むことができません。

※補助金交付請求書は、生活環境課窓口を持参するほか、郵送やサンネット窓口に提出することもできます。

必要書類

添付書類	個人		事業者	
	購入	リース	購入	リース
自動車検査証記録事項の写し又は標識交付証明書の写し（令和5年登録の軽自動車は自動車検査証の写し）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
請求明細書等車両本体価格を確認できる書類の写し	<input type="checkbox"/>	/	<input type="checkbox"/>	/
営業証明書、法人市民税の領収書又は所得税の申告書の写し	/	/	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
市税に未納の額（納期未到来額を除く）が無いことを証明する完納証明書	/	/	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
リース契約書の写し	/	<input type="checkbox"/>	/	<input type="checkbox"/>
みよし市次世代自動車購入等費用補助金リース車両明細書（様式第8号）	/	<input type="checkbox"/>	/	<input type="checkbox"/>

注意事項

- ・ 補助金交付決定通知書は概ね1か月を目途に発送します。
- ・ 補助金の支払いは、補助金交付請求書を受理してから概ね2～3週間後になります。
- ・ 個人情報保護の観点から交付決定に関する問い合わせは、申請者本人が窓口にて身分証を提示して行う場合を除き、お答えできません。代行業者の方は、上記の期間を目安に申請者に直接ご確認ください。
- ・ 必要書類の不足をはじめ、提出書類に不備があった場合、受付はせず再提出となります。ホームページに別途掲載されている記載例をよく確認したうえで記入し、不足する書類がないか十分に確認してから提出してください。
- ・ 補助金交付決定通知書の再交付はできません。